

2014年3月20日

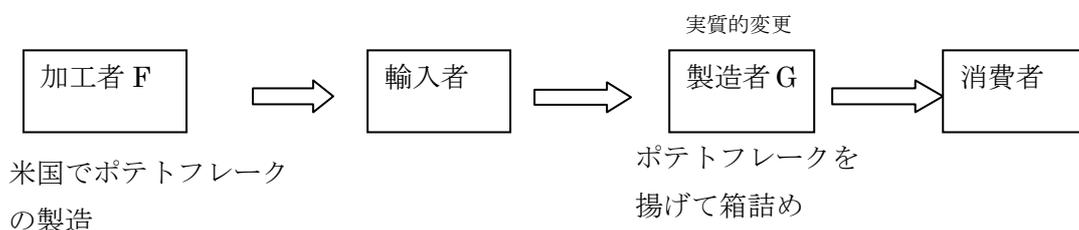
「加工食品の表示に関する調査会」への意見書

委員 立石幸一

1. 原材料名の表示の方法について

- (1) 製品を製造する際に使用した複合原材料を、製品の原材料名欄に「複合原材料」として表示することは、当該複合原材料の製造者が、商品に記載の最終製造者とは異なる者であることを示すものであり、消費者の選択の機会確保に資する重要な情報といえる。
- (2) 一方で、今般の消費者庁の提案では、「中間加工原料の原材料の性状に大きな変化がない場合は分割して表示したほうが一般消費者が原材料を把握しやすい」とされたが、上記(1)で言う消費者の選択の機会確保を失うことのないよう考慮すべきであり、そうした前提の上で、「原材料の性状に大きな変化がない場合」について具体的なケース・基準を示し、あらためて判断する必要がある。
- (3) このように、複合原材料を原料として加工食品を製造する場合、基本的には複合原材料を用いて製造しているという事実を、選択の機会確保に資する情報として表示すべきであると考えが、こうした表示だけでは、商品の原材料の素性は消費者に伝達されず、選択の機会確保は十分とはいえない。p14の論点3-2の(5)で示された「中間加工原料を使用した場合の原材料名の記載方法」では、「加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を一般的な名称で記載することを基本とする」を横断的な基本ルールとするということであれば、第2回「生鮮食品・業務用食品調査会へ提出した「意見書」にて示した、海外製造されたポテトフレークを原料とした事例においては、以下のような表示になると考えるが、この場合の表示方法について以下のとおり提案する。

■アメリカで製造したポテトフレークを原料としたポテトチップの例



<原材料表示の実際例>

名称	スナック菓子
原材料名	ポテトフレーク、植物油脂、食塩、乳化剤、調味料（アミノ酸等）

<示された考え方での表示>

名称	スナック菓子
原材料名	ポテトフレーク（じゃがいも、食塩）、植物油脂、乳化剤、調味料（アミノ酸等）

この場合においても、中間加工品であるポテトフレークが海外にて米国産じゃがいもで製造された事実が消費者には情報として伝わらず、中間加工品であるポテトフレークの出産国もしくはポテトフレークが輸入品であることを記載するべきである。

<望ましい表示のあり方>

ア. 【原産国表示の例（欄外へ記載）】

名称	スナック菓子
原材料名	ポテトフレーク（じゃがいも、食塩）植物油脂、乳化剤、調味料（アミノ酸等）

現行では一括表示欄内に輸入という大括り表示は認められていないため枠外に記載。

ポテトフレークは、米国産（輸入品）を使用しています

イ. 【原料原産地情報の追記例】

名称	スナック菓子
原材料名	ポテトフレーク（じゃがいも（米国）、食塩）、植物油脂、乳化剤、調味料（アミノ酸等）

この場合は、中間加工品であるポテトフレークが海外産原料にて海外にて製造された情報が消費者に伝達され、選択の機会の確保に資することが可能となる。

ポテトフレークは、米国産（輸入品）を使用しています

2. パン類の表示については、糖類表示が他の品質基準と異なっており、統一するべきである。

<パン類品質表示基準第3条（2）原材料名>

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のア及びイに規定するところにより記載すること。

ア食品添加物以外の原材料は、「小麦粉」、「食塩」、「砂糖」、「ショートニング」、「シナモン」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、砂糖その他の砂糖類にあっては「砂糖類」又は「糖類」と、シナモンその他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

以上